

監査報告

国立大学法人法第11条第6項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人三重大学の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第17期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて内部監査部門と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を調査し、事務局、学部、附属病院及びその他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

（1）業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人三重大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

（2）内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、以下の点を除き、特に指摘すべき事項は認められません。

昨年以降、本学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）において、不正が疑われる事案（カルテ改ざん及び診療報酬の不正請求事案、医療機器の調達及び薬剤の積極

的使用の見返りに賄賂を求めたとされる事案)が相次いで発覚し、本年1月には本件に関連し、附属病院の元職員が第三者供賄の疑い等で逮捕・起訴される事態となりました。

このことは、本件に関する本学の内部統制システムが十分に機能していなかったと言わざるを得ません。

本事案に対して、附属病院においては、倫理及びコンプライアンス教育の再徹底、内部通報窓口の増設、薬剤管理体制の強化、組織の管理体制及び会議体の見直し、麻酔記録システムの改修など、有効な再発防止策が着実に実施されていることを確認しました。

また、本事案は当事者や発生部局だけでなく大学全体の問題と捉え、本年1月以降、類似の不正や不祥事の発生防止のため、内部監査部門や会計監査人と連携し全学的な監査を実施しており、途中段階ではありますが、全役職員を対象とした、コンプライアンス指針及びハンドブックの作成・配布や大型設備の調達に係る仕様策定等に関する取扱いについて、既存のルールの見直しを行うなど、改善に取り組んでいることを確認しております。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人三重大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年6月15日

国立大学法人三重大学長

伊藤正明 殿

監事 服部正興 ㊟

監事 小川友香 ㊟